

# 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）（抄）

## 第 2 公的統計の整備に関する事項

### 2 分野別経済統計の整備

#### (3) 交通に関する統計の整備

交通に関する統計は、統計の安定性・連続性に加え、輸送モード<sup>(注)</sup>間における比較可能性の向上及び社会経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等について検討が必要となっている。

また、「総合物流施策大綱（2013-2017）」（平成25年6月25日閣議決定）の策定を契機として、陸上輸送及び海上輸送の比較可能性の向上や、自動車輸送統計（基幹統計）を中心とした交通に関する統計の体系的整備も求められている。

このため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握、内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上、自動車輸送統計を中心とした統計の体系的整備など、交通に関する統計の整備を推進する。

(注) 鉄道、船舶、自動車、飛行機などの輸送手段

### 別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策

#### 「第 2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 分野別経済統計の整備	◎ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
(3) 交通に関する統計の整備	◎ 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
	◎ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。	国土交通省	平成28年度末までに体系的整備に向けた考え方の結論を得る。